

地方独立行政法人大阪市立工業研究所 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第72号
最近改正 平成28年5月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条から第8条までの規定による職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 地方独立行政法人大阪市立工業研究所をいう。
- (2) 職員 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員をいい、同規則第6条に規定する任期付職員を除く。
- (3) 初任給 新たに職員となった者の給料月額をいう。
- (4) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

(職務の分類)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級（以下「職務分類」という。）に分類するものとする。

2 前項の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、別表第1（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

(職務の級の資格基準)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表、職種等及び学歴の区分に応じて適用する。

3 級別資格基準表において、学歴の区分に定めがある場合は、当該職員の最終の学歴に応じて適用するものとする。

第2章 採用時における職務の級の決定

(新たに採用された者の職務の級の決定)

第5条 新たに職員として採用された者の職務の級は、その職務に応じて決定する。

2 前項の職務の級の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たす級の範囲内で行(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、大阪市の職員（以下「市職員」という。）から引き続き職員となった者とする。

(前職等の期間を有する職員の職務の級の決定)

第6条 新たに職員として採用された者で、次の各号に該当する者は、級別資格基準表の適用にあたって用いる学歴を取得した日以降本法人に職員として採用されるまでの経歴に係る期間（以下「前職等の期間」という。）の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により、市職員から引き続き職員となった者
- (2) 市職員から人事交流等により引き続いて職員となった者
- (3) 就業規則第20条の規定により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後本法人の職員として復帰のため採用された者
- (4) 専門的知識、実務経験等を必要とする職に採用された者で、前職等の期間を6月以上有する者のうち、理事長が特に必要と認める者

第3章 初任給の決定

第1節 初任給基準

(初任給)

第7条 新たに職員として採用された者（第10条に規定する者を除く。次条から第9条までにおいて同じ。）の初任給は、その者が適用を受ける給料表、職種等、学歴及び職務の級の区分に応じて別表第3（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号給とする。

第2節 前歴加算

(外部経歴を有する職員の初任給)

第8条 新たに職員として採用された者で、初任給の算定の基礎となる学歴を取得した時以後本法人に職員として採用されるまでの経歴に係る期間（次条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する経歴に係る期間を除く。以下「外部経歴期間」という。）を有する者の初任給は、別表第4に掲げる月数の合計月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を3月（当該合計月数の60月を超える部分にあつては、4.5月）で除して得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を前条の規定による号級の号数に加えて得た数を号数とする号給とする。

(大学院の課程を修了した者等の初任給)

第9条 新たに職員として採用された者のうち、別表第5に掲げる者の初任給は、同表に掲げる月数を3月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を、前2条の規定により算出して得た号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とする。

第3節 初任給基準の定めのない職務の級の初任給

(初任給基準の定めのない職務の級の初任給)

第10条 新たに職員となった者で、第2章の規定により決定された職務の級について、初任給基準表に号給の定めがない者の初任給は、その者の職務の内容、学歴、他の職員との均衡等を考慮して決定する。

第4節 人事交流等により異動した場合の初任給

(人事交流等により異動した場合の初任給)

第11条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の初任給を前4条の規定により算定した場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める時から職員として在職し

たものとみなして、その時の初任給を基礎とし、以降引き続いて職員となった日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給（理事長が定める場合にあっては、その者が引き続いて職員となった日の前日に受けていた給料月額を基準とし、他の職員等の均衡を考慮して調整した号給。）を、その者の初任給とすることができる。

(1) 本法人の役員 役員となったとき（役員となる前日に引き続く職員又は市職員の期間がある場合は当該職員又は市職員となったときとする。さらにその前に引き続く職員、役員又は市職員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

(2) 市職員 市職員となったとき（市職員となる前に引き続く職員又は役員である期間がある場合は引き続く職員又は役員となったときとする。さらにその前に引き続く職員、役員又は市職員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

2 就業規則第20条の規定により転籍出向先法人の役職員となり、その後本法人の職員として復帰のため採用された者については、前4条の規定にかかわらず、当該転籍出向先法人の役職員となった間も引き続き職員であったものとみなした場合に復帰した日に受けることとなる号給をもって、その者の復帰した日の号給とする。

第4章 異動時における職務の級の決定

（職員の異動の場合の職務の級の決定）

第12条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準を異にする他の職に異動させた場合には、その者が異動後の職に移った日に新たに職員として採用されたものとみなして第5条及び第6条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

第5章 異動時における号給の決定

（異動の場合の号給等）

第13条 職員を給料表の適用を異にすることなく1の職から次の各号に掲げる職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が異動後の職に移った日において新たに職員として採用されたものとみなして、第3章の規定により決定する。ただし、当該号給の給料月額が、異動後の職に移った日の前日に受けていた号給の給料月額（以下この項において「現給」という。）に達しないときは、理事長が定める場合に限り、現給を基準とし、他の職員との均衡を考慮してその者の号給を調整し、決定することができる。

(1) 異動前の職と同じ職務の級で初任給の基準を異にする職

(2) 異動前の職と職務の級を異にする職で初任給の基準を異にする職種等に属する職

第6章 昇格

（昇格）

第14条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じて、その者の属する職務の級を上位の職務の級に昇格させる。

（前職等の期間等を有する職員の最初の昇格）

第15条 第6条の規定の適用を受ける者については、採用後又は異動後最初の昇格にあたり前条の規定を適用する場合においては、その者の前職等の期間から採用時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

第7章 昇格時の号給の決定

（昇格の場合の号給）

第16条 職員を昇格させた場合（第13条の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者に適用される給料表及びその者が当該昇格の日の前日に受けていた号給に応じて別表第6に定める昇格後の級の号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

（降格の場合の号給）

第17条 職員を降格させた場合（第13条の規定の適用を受ける場合を除く。）におけるその者の号給は、当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ号給（同じ号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 前条第2項の規定は、職員を2級以上下位の職務の級へ降格させた場合の号給について準用する。

（降格した職員を最初に昇格させる場合）

第18条 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第16条の規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

2 前項の規定にかかわらず、1度の降格で2級以上下位の職務の級へ降格した職員を当該降格後に昇格させた場合において、その者が当該昇格後に受ける号給は、当該昇格によりその職員の職務の級が当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の昇給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

3 第11条及び第13条の規定により調整された給料月額を受ける職員を昇格させた場合の号給については、理事長が定める。

第8章 昇給

（昇給の時期）

第19条 給与規程第8条第1項の規定による昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。ただし、大阪市より派遣の職員については、4月1日とする。

2 給与規程第8条第1項の規定による期間は、職員が現に受けている号給を受けるに至った時から12月をくだらない期間とする。

（勤務成績による昇給の号給数）

第20条 給与規程第8条第1項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である者及び一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者 勤務成績に応じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が特に優秀である職員 8号給

イ 勤務成績が優秀である職員 6号給

ウ 勤務成績が良好である職員 4号給

エ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給

オ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級である者 勤務成績に応

じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が特に良好である職員 5号給

イ 勤務成績が良好である職員 4号給

ウ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(3) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級である者 勤務成績に応じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が良好である職員 4号給

イ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 勤務成績に応じ、それぞれ次に定める号給数

ア 勤務成績が優秀である職員 6号給

イ 勤務成績が良好である職員 4号給

ウ 勤務成績が良好でない職員 0号給

2 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合におおむね合致していなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の5

(2) 前項第1号に掲げる職員の総数に占める同号イの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の20

(3) 前項第2号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の40

(4) 前項第4号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の30

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第21条 前条の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める数を減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0)に相当する号給数とする。

(1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 2

(2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 4

(3) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある職員 2

(4) 勤怠調査期間において、欠勤が5日以上ある職員 4

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 就業規則第22条第1項の規定による休職

(2) 就業規則第48条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業(以下「業務傷病休業等」という。)

(3) 就業規則第54条第3号の規定による停職

(4) 就業規則第63条の規定による就業の禁止(以下「就業の禁止」という。)

(5) 就業規則第64条第1項の規定による勤務停止(以下「勤務停止」という。)

(6) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の育児・介護休業等に関する規程(以

下「育児・介護休業等規程」という。)第3条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)

- (7) 育児・介護休業等規程第16条第1項の規定による介護休業(1日単位のものに限る。以下「介護休業等」という。)
- (8) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)
- (9) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第23条の規定による病気休暇
- (10) 勤務時間等規程第25条の規定による介護休暇
- (11) 欠勤(1日単位のものに限る。)
- (12) 勤務時間等規程第11条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日(1日単位のものに限る。)

3 1日の勤務時間の一部について欠勤があった場合における第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当該欠勤の回数が3回に達するごとに1日の欠勤があつたものとみなす。

4 職員が、第1項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち当該各号に定める数の最も大きい事項の1つを適用するものとする。

(懲戒処分等による昇給の号給の調整)

第22条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0とする。)に相当する号給数とする。

- (1) 昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。)において、就業規則第54条第1号に掲げる戒告の処分を受けた職員 2
- (2) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第54条第2号に掲げる減給の処分を受けた職員 3
- (3) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第54条第3号に掲げる停職の処分を受けた職員 4
- (4) 前3号に掲げる職員に準ずる者として理事長が定める職員 2以下で理事長が定める数

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前年の昇給において算定された勤怠減数後号給数から前年の昇給において算定された前項各号に定める数を減じて得た数が0を下回っていた者の昇給の号給数は、当年の昇給において前項により算定された昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0とする。)に相当する号給数とする。

(年齢による昇給の号給数の抑制)

第23条 前3条の規定にかかわらず、昇給させる年度の4月1日に55歳以上となる職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を2で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。)に相当する号級数とする。

(勤務期間に応じた昇給の号給数)

第24条 前4条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職員となった者(転籍出向から復帰した者を除く。)の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数

があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。

(転籍出向からの復帰した者の昇給の号給数の調整)

第25条 前5条の規定にかかわらず、就業規則第20条の規定により転籍出向していた者が、前年の昇給日後に本法人に復帰した場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の職員との均衡を考慮して調整するものとする。

(昇給しない職員)

第26条 前6条の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

(最高号給を超える場合の昇給の号給数)

第27条 第20条から第25条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

(復職時等における号給の調整)

第28条 第21条第2項第1号から第10号に掲げる事由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該期間を別表第7に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9章 雑則

(この規程により難い場合の措置)

第29条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

(給料月額の見直し)

第30条 職員の給料月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正(昇給期間の短縮を含む。)を将来に向かって行うことができる。

(施行の細目)

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行時期)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(昇給抑制にかかる経過措置)

2 平成22年3月31日までの間については、第23条中「56歳」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める年齢とする。

(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 58歳

(2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 57歳

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

1 この規程は、平成21年1月5日から施行し、同年1月1日から適用する。

(昇給抑制にかかる経過措置)

2 平成22年3月31日までの間については、第23条中「55歳」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める年齢とする。

- (1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 57歳
- (2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 56歳

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条については、平成20年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給については、当該職員が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	2級以上を除く研究員の職務
2級	1 研究室長、室長、研究フェロー、研究副主幹、特任研究副主幹、副参事
	2 研究主任の職務
	3 高度の知識経験に基づき困難な調査又は研究を行う主務の職務
3級	1 部長又は研究主幹の職務
	2 <削除>
4級	技術監の職務

イ 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、担当主任を補佐する主務の職務
4級	担当主任の職務
5級	副参事の職務
6級	部長の職務

別表第2(第4条関係)

級別資格基準表

ア 研究職給料表級別資格基準表

職種等	試験	学歴	職務の級	
			1級	2級
研究員	—	大学卒	0	14
	—	短大卒	0	16
	—	高校卒	0	17

イ 一般職給料表級別資格基準表

職種等	試験	学歴	職務の級		
			1級	2級	3級
事務職員	大学卒程度	—	0	1	6
	短大卒程度	—	0	3	6
	高校卒程度	—	0	5	6

備考

- (1) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。
ただし、学校教育法による大学院の博士課程を修了した者は12年とし、修士課程を修了した者は13年とする。
- (2) 「大卒程度試験」「短大卒程度試験」「高卒程度試験」とは、学歴にかかわらず、それぞれ大学卒程度、短期大学卒程度、高等学校卒程度の採用試験に合格した者を指す。

別表第3(第7条関係)

初任給基準表

適用を受ける給料表	職種等	学歴	職務の級	号給
研究職給料表	研究員	大学卒	1級	15号給
一般職給料表	事務職員	大学卒	1級	27号給
		短大卒	1級	19号給
		高校卒	1級	11号給

別表第4（第8条関係）

外部経歴加算月数表

適用者	月数
研究職給料表の適用を受ける者、一般職給料表の適用を受ける者	1 外部経歴に係る期間（以下「外部経歴期間」という。）のうち、同種職務に従事した期間の部分に相当する月数
	2 外部経歴期間のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が38時間45分程度以上であるものに限る。）に相当する月数に5分の4を乗じて得た月数
	3 外部経歴期間（前号に規定する期間を除く。）のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が19時間30分程度以上であるものに限る。）に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数
	4 外部経歴期間のうち、学校又は学校に準ずるものとして理事長が定める教育機関における在学期間の部分（正規の修学年数内の期間に限る。）に相当する月数に2分の1以下で理事長が定める割合を乗じて得た月数

備考 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。

別表第5（第9条関係）

大学院課程修了者等加算月数表

適用者	月数
大学院の博士課程を修了した者及びこれに相当する学識を有すると理事長が認める者	60月以内で理事長が定める月数
大学院の修士課程を修了した者及びこれに相当する学識を有すると理事長が認める者	24月以内で理事長が定める月数
研究員、その他専門的技術、経験を必要とする職種の職員で、大学院の博士課程又は修士課程を修了した者及びこれに相当する学識を有すると理事長が認める者	その者の職務に応じて、他の職員との均衡を考慮して理事長が定める月数

備考 この表において大学院とは、学校教育法による大学院をいう。

別表第6（第16条関係）

ア 研究職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	1	1
23	1	1	1
24	1	1	1
25	1	1	1
26	1	1	2
27	1	1	3
28	1	1	4
29	1	1	5
30	1	2	6
31	1	3	7
32	1	4	8

33	1	5	9
34	1	6	10
35	1	7	11
36	1	8	12
37	1	9	13
38	2	10	13
39	3	11	14
40	4	12	14
41	5	13	15
42	6	14	15
43	7	15	16
44	8	16	16
45	9	17	17
46	10	18	18
47	11	19	19
48	12	20	20
49	13	21	21
50	14	21	21
51	15	22	22
52	16	22	22
53	17	23	23
54	18	23	23
55	19	24	24
56	20	24	24
57	21	25	25
58	22	26	25
59	23	27	26
60	24	28	26
61	25	29	27
62	26	30	27
63	27	31	28
64	28	32	28
65	29	33	29
66	29	34	29
67	30	35	30

68	30	36	30
69	31	37	31
70	31	37	31
71	32	38	32
72	32	38	32
73	33	39	33
74	34	39	33
75	35	40	33
76	36	40	34
77	37	41	34
78	38	41	34
79	39	41	35
80	40	42	35
81	41	42	35
82	42	42	36
83	43	43	36
84	44	43	36
85	45	43	37
86	45	44	37
87	46	44	38
88	46	44	38
89	47	45	39
90	47	45	
91	48	45	
92	48	46	
93	49	46	
94	49	46	
95	50	47	
96	50	47	
97	51	47	
98	51		
99	52		
100	52		
101	53		
102	53		

10 3	54		
104	54		
105	55		
106	55		
107	56		
108	56		
109	57		
110	57		
111	57		
112	58		
113	58		
114	58		
115	59		
116	59		
117	59		

イ 一般職給料表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	2
11	1	1	1	1	3
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	1	5
14	1	1	1	1	6
15	1	1	1	1	7
16	1	1	1	1	8
17	1	1	1	1	9
18	1	1	1	1	10
19	1	1	1	1	11
20	1	1	1	1	12
21	1	1	1	1	13
22	2	1	2	1	14
23	3	1	3	1	15
24	4	1	4	1	16
25	5	1	5	1	17
26	6	2	6	1	18
27	7	3	7	1	19
28	8	4	8	1	20
29	9	5	9	1	21
30	10	6	10	1	22
31	11	7	11	1	23
32	12	8	12	1	24

33	13	9	13	1	25
34	14	10	14	2	25
35	15	11	15	3	26
36	16	12	16	4	26
37	17	13	17	5	27
38	18	14	18	6	27
39	19	15	19	7	28
40	20	16	20	8	28
41	21	17	21	9	29
42	22	18	22	10	29
43	23	19	23	11	30
44	24	20	24	12	30
45	25	21	25	13	31
46	26	22	26	14	
47	27	23	27	15	
48	28	24	28	16	
49	29	25	29	17	
50	30	26	30	17	
51	31	27	31	17	
52	32	28	32	18	
53	33	29	33	18	
54	34	30	34	18	
55	35	31	35	19	
56	36	32	36	19	
57	37	33	37	19	
58	37	34	38	20	
59	38	35	39	20	
60	38	36	40	20	
61	39	37	41	21	
62	39	38	42	21	
63	40	39	43	22	
64	40	40	44	22	
65	41	41	45	23	
66	41	42	46	23	
67	41	43	47	24	

68	42	44	48	24	
69	42	45	49	25	
70	42	46	50	25	
71	43	47	51	25	
72	43	48	52	25	
73	43	49	53	26	
74	44	50	53	26	
75	44	51	54	26	
76	44	52	54	26	
77	45	53	55	27	
78	45			27	
79	45			27	
80	45			27	
81	46			28	
82	46				
83	46				
84	46				
85	47				
86	47				
87	47				
88	47				
89	48				

別表第7（第28条関係）

復職調整表

休職等の期間	換算率
就業規則第22条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間	3分の3以下
就業規則第22条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。私傷病休職）の期間	3分の1以下
就業規則第22条第1項第2号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
就業規則第22条第1項第3号の規定による休職（研究休職）の期間	3分の3以下
就業規則第22条第1項第5号の規定による休職（出向休職）の期間	3分の3以下
就業規則第22条第1項第6号の規定による休職（専従休職）の期間	3分の2以下
業務傷病休業等の期間	3分の3以下
勤務停止の期間	2分の1以下
就業の禁止	3分の1以下
育児休業の期間	3分の3以下
介護休業（1日単位のものに限る）の期間	2分の1以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合を除く。）	3分の3以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合に限る。）	2分の1以下
病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）の期間	3分の1以下
介護休暇の期間	2分の1以下